

保 健 福 祉 委 員 会

令和7年4月9日

【庶務報告】

〔健康部・児童相談部共通〕

- (1) 令和7年度産後ケア事業の実施施設について (青戸保健センター所長)

〔福祉部〕

- (1) 令和7年度エアコン購入費等助成事業の実施について (福祉管理課長)
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護事業計画の再募集について (介護保険課長)
- (3) 国家賠償請求事件について (東生活課長)
- (4) 裁決取消請求事件について (東生活課長)
- (5) 生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求控訴事件の判決について (東生活課長)

〔健康部〕

- (1) 麻しん風しん・おたふくかぜ予防接種の対応について (保健予防課長)

〔子育て支援部〕

- (1) 第一子保育料無償化に伴う子育て世帯の負担軽減策の拡大について (子育て政策課長)
- (2) 私立幼稚園の廃止について (子育て施設支援課長)
- (3) 補助金返還請求の相手方の破産手続による区への配当について (子育て施設支援課長)

〔児童相談部〕

- (1) 事業用定期借地契約締結差止等請求控訴事件の上告提起及び上告受理申立てについて (児童相談課長)

令和7年度産後ケア事業の実施施設について

青戸保健センター
金町保健センター
子ども家庭支援課

令和7年4月から産後ケア事業を実施する施設について、以下のとおり報告するもの

No.	実施施設等	所在地	利用区分				分娩取扱施設 (参考)
			短期入所	通所	居宅訪問	産婦健診	
1	綾瀬産後ケア	葛飾区小菅四丁目	○	○		○	
2	木下産婦人科医院	葛飾区東堀切一丁目		○		○	
3	東京かつしか赤十字母子医療センター	葛飾区新宿三丁目	○	○		○	○
4	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸六丁目				○	○
5	東京フェリシアレディースクリニック	葛飾区立石八丁目		○		○	○
6	遠武産婦人科	葛飾区立石六丁目	○	○		○	○
7	増田産婦人科	葛飾区東金町一丁目		○		○	○
8	中林病院	墨田区東向島三丁目	○	○			○
9	大森赤十字病院	大田区中央四丁目	○				○
10	スワンレディースクリニック	北区王子四丁目	○	○			○
11	荒木記念東京リバーサイド病院	荒川区南千住八丁目	○	○		○	○
12	長門クリニック	足立区中川二丁目	○	○		○	
13	岩倉病院	江戸川区南小岩七丁目	○	○		○	○
14	まつしま病院	江戸川区松島一丁目	○	○		○	○
15	助産師 青木	葛飾区堀切二丁目			○		
16	いで助産院	葛飾区亀有二丁目		○			
17	助産師 江原	葛飾区亀有三丁目			○		
18	助産師 越川	葛飾区青戸三丁目			○		
19	そらまめ助産院	葛飾区東金町二丁目		○	○		
20	たかはし助産院	葛飾区柴又一丁目		○			
21	助産師 戸田	葛飾区立石二丁目			○		
22	Liko 助産院	葛飾区亀有五丁目		○	○		
23	ノア助産院	足立区綾瀬二丁目		○			
24	助産師 小澤	江戸川区江戸川一丁目			○		
計			10	17	7	11	11

※ 網掛け施設：新規実施施設

庶務報告 No. 1
福祉部
令和 7 年 4 月 9 日

令和 7 年度エアコン購入費等助成事業の実施について

福祉管理課
 くらしのまるごと相談課
 高齢者支援課
 西生活課
 東生活課

1 概要

令和 6 年度から、熱中症予防対策の一環として、経済的な理由で自宅にエアコンを設置していない、又は現に設置しているエアコンが故障等により 1 台も使用できない世帯に対して、エアコン購入及び設置に要する費用の助成を実施している。

令和 7 年度においても、引き続き、助成事業を実施することにより、熱中症による健康被害の予防を図るもの

2 事業内容

(1) 助成対象世帯

申請時において、葛飾区に住民登録があり、自宅にエアコンが 1 台もない、又は故障等で 1 台も動かない状態で、以下のいずれかに当てはまる世帯（令和 6 年度に助成金の交付を受けたことのある世帯を除く。）

ア 令和 6 年度又は令和 7 年度住民税均等割非課税世帯

イ 令和 6 年度又は令和 7 年度住民税均等割のみ課税世帯

ウ 生活保護を受給している世帯

(2) 助成世帯数（見込み）

約 230 世帯

(3) 助成金額（1 世帯当たり 1 回、1 台分のみ）

本体購入費 上限額 73,000 円（令和 6 年度 67,000 円）

設置工事費 上限額 33,000 円（ 〃 33,000 円）

(4) 訪問調査

エアコン設置の有無等を確認するため、申請世帯への訪問調査を実施する。その際、その他の生活支援等が必要な世帯については、くらしのまるごと相談課等へ繋いでいく。

ア 生活保護受給世帯への訪問調査

福祉事務所の地区担当職員が担当する。

イ その他の世帯への訪問調査

高齢者総合相談センター職員等が担当する。

- (5) 開始時期
令和7年4月14日

3 予算措置（令和7年度当初予算に計上）

- (1) 助成金 23,000 千円
(2) 訪問調査委託料等 720 千円

4 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、SNS を活用して周知するとともに、高齢者総合相談センターによる相談窓口や自宅訪問、介護サービス事業所による訪問介護等の機会を通して、事業の周知を図っていく。

【参考】

令和6年度事業実績について

- 助成金交付決定世帯数 384 世帯
 - ・住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯 197 世帯
 - ・生活保護受給世帯 187 世帯
- 購入方法
 - ・自費購入 90 世帯
 - ・販売店による代理受領 294 世帯

看護小規模多機能型居宅介護事業計画の再募集について

介護保険課

1 概要

令和 6 年 12 月 13 日から看護小規模多機能型居宅介護事業計画の募集を実施したところ、応募がなかった。第 9 期葛飾区介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）中に、看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備する必要があることから、次のとおり再募集を行うもの

2 募集する計画数及び日常生活圏域

看護小規模多機能型居宅介護 1 事業計画

登録定員 29 人以下

宿泊定員 5 人から 9 人まで

水元地区

金町・新宿地区

柴又・高砂地区

南綾瀬・堀切・お花茶屋地区

立石・四つ木地区

奥戸・新小岩地区

区内 7 つの日常生活圏域のうち

亀有・青戸地区を除く

左記 6 地区の中で 1 か所

3 応募者の資格

- (1) 選定された事業計画に基づき事業を継続して運営する法人又は病床を有する診療所を開設している者であること。
- (2) 法人設立手続中のものは、事業計画選定までに法人格を取得していること。
- (3) 介護保険サービス事業について、過去 5 年間に所轄庁から重大な文書指摘又は重大な行政処分を受けていないこと。
- (4) 原則として令和 8 年度中に看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設し、当該サービスを提供することができること。

4 募集スケジュール（予定）

募集要項の配布開始 令和 7 年 4 月 25 日（金）

応募受付締切 令和 7 年 10 月 31 日（金）

事業計画の選定※ 令和 7 年 12 月

議会への報告 令和 8 年 2 月

※ 地域密着型サービス事業計画選定委員会において審査し、選定する。

5 周知方法

広報かつしか（4 月 25 日号）及び区のホームページで周知する。

【参考】

看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者が在宅生活を継続できるよう、「通い」（デイサービス）を中心として、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」（訪問介護及び訪問看護）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせ提供する地域密着型サービス

庶務報告	N o . 3	
福	祉	部
令	和	7 年 4 月 9 日

国家賠償請求事件について

東生活課

次のとおり、国家賠償請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

- (1) 原告らは、原告らの生活扶助における障害者加算等を求める申請に対し、被告が年金証書等に依拠した機械的形式的な判断による対応に終始したことにより、障害を抱える原告らの特別の負担・需要が無視され、精神的苦痛を被った。
- (2) 原告[黒塗り]が葛飾区被保護者自立促進事業実施要綱に基づき日常的な健康管理や健康増進を目的とする健康管理機器として電気カミソリの購入費用の給付を求めたところ、被告が電気カミソリは理美容機器であるという原告[黒塗り]の実情を無視した機械的形式的な判断をしたことは、当該事業の目的に反するため、原告[黒塗り]が電気カミソリの購入費用の支給を受けられる地位にあることの確認を求める。

2 訴訟の内容

- (1) 事件名 [黒塗り] 国家賠償請求事件
- (2) 裁判所 東京地方裁判所
- (3) 原告
 - ア [黒塗り]
 - イ [黒塗り]
- (4) 被告
 - 葛飾区
- (5) 請求の趣旨

ア 被告は、原告らに対し、金11万円及びこれに対する本訴提起の日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え

イ 被告の葛飾区被保護者自立促進事業要綱に基づき、原告[REDACTED]が被告から金1万8,800円の支給を受けられる地位にあることを確認する

ウ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

3 事件の経過

(1) 令和7年2月19日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月20日）

(2) 令和7年4月15日 口頭弁論期日

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告	N o .	4
福	祉	部
令	和	7 年 4 月 9 日

裁決取消請求事件について

東生活課

次のとおり、裁決取消請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

原告は、葛飾区長に対して、個人情報利用停止請求を行ったが、葛飾区長はこれ
を認めない処分を行った。原告は、この処分に対して、審査請求を提起したが、審
査庁である葛飾区長は令和6年12月23日付け裁決書により審査請求を却下し、及び
棄却した（以下「本件裁決」という。）。原告は、裁決理由に違法があると主張し、
本件裁決の取消しを求めている。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 裁決取消請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 被告が令和6年12月23日付でした裁決を取り消す。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

3 事件の経過

(1) 令和7年3月10日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月12日）

(2) 民事訴訟法第175条に基づく書面による準備手続に付される予定のため、口頭弁

論期日は現時点では指定されていない。

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告	No. 5
福祉部	
令和7年4月9日	

生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求控訴事件の判決について

西生活課

東生活課

次のとおり、生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求控訴事件の判決があったため、報告するもの

1 一審における原告の主張

(1) 厚生労働大臣は、生活保護基準を減額する内容の平成25年5月16日厚生労働省告示第174号（以下「平成25年告示」という。）、平成26年3月31日厚生労働省告示第136号（以下「平成26年告示」という。）及び平成27年3月31日厚生労働省告示第227号（以下「平成27年告示」といい、平成25年告示及び平成26年告示と併せて「本件各告示」という。）を発した。本件各告示は、憲法第25条及び生活保護法に違反するものである。

(2) 原告の生活保護の実施責任を有する福祉事務所長は、違憲・違法な本件各告示に従って原告に対する生活保護変更決定（以下平成25年告示に基づく決定を「平成25年変更処分」といい、平成26年告示に基づく決定を「平成26年変更処分」といい、平成27年告示に基づく決定を「平成27年変更処分」といい、以下これらを併せて「本件各処分」という。）を行ったものであり、本件各処分も違憲・違法である。

(3) なお、原告は、厚生労働大臣による違憲・違法な本件各告示の発出によって、本件各処分を受け、これによって生活が窮状に陥るなどして、多大な精神的苦痛を被ったとして、国に対し、本件各処分について慰謝料金5,000円を請求している。

2 一審における請求の趣旨の概要（訴えの変更後のもの）

(1) 平成25年変更処分の取消しを求める請求（第1事件）

ア 主位的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成25年変更処分のうち、生活扶助の金額を減額した部分を取り消せ。

イ 予備的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成25年変更処分全部を取り消せ。

(2) 平成26年変更処分の取消し等を求める請求（第1事件）

ア 主位的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成26年変更処分のうち、これに基づく支給額を超えて原告が求める生活扶助費の額を支給しなかった部分を取り消せ。

イ 予備的請求

(ア) 福祉事務所長が原告に対して行った平成26年変更処分全部を取り消せ。

(イ) 福祉事務所長は、原告に対し、平成26年4月分の生活扶助費につき、消費増税対応扶助費の額を支給する旨の保護変更決定をせよ。

(3) 平成27年変更処分の取消し等を求める請求（第2事件）

ア 主位的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成27年変更処分（ただし、原告[]については、平成25年変更処分及び平成26年変更処分も含む。）のうち、これに基づく支給額を超えて消費増税対応扶助費の額を支給しなかった部分を取り消せ。（以下(1)ア及び(2)アと併せて「主位的取消請求」という。）

イ 予備的請求

(ア) 福祉事務所長が原告に対して行った平成27年変更処分全部を取り消せ。

（以下(1)イ及び(2)イ（ア）と併せて「予備的取消請求」という。）

(イ) 福祉事務所長は、原告に対し、平成27年4月分の生活扶助費につき、消費増税対応扶助費の額を支給する旨の保護変更決定をせよ。（以下(2)イ（イ）と併せて「本件義務付けの訴え」という。）

(4) 国家賠償請求（第1・第2事件）

被告国は、原告に対し、本件各処分のそれぞれについて損害金5,000円及びこれに対する本件各告示の各発出の日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

3 一審の判決

(1) 主文の概要（他の地方公共団体のみに関係のある部分を除く。）

ア 本件各訴えのうち、主位的取消請求に係る訴え及び本件義務付けの訴えを却下する。

イ 福祉事務所長が原告に対して行った平成25年変更処分を取り消す。

ウ 福祉事務所長が原告に対して行った平成26年変更処分を取り消す。

エ 福祉事務所長が原告に対して行った平成27年変更処分を取り消す。

オ 原告の被告国に対する請求をいずれも棄却する。

カ 訴訟費用は、原告に生じた費用を3分し、その1を原告の負担とし、その余は被告国を除く被告の負担とし、被告国を除く被告に生じた費用を3分し、その2を同被告の負担とし、その余は原告の負担とし、被告国に生じた費用はその全部を原告の負担とする。

(2) 判決の理由の概要

ア 本件各告示による生活扶助基準の改定は、厚生労働大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして違法であり、これに伴って福祉事務所長によってされた本件各処分も違法であるので、本件各処分の全部の取消しを求める予備的取消請求は理由がある。

イ 本件各処分は、本件各処分前の生活扶助費の額を本件各告示に基づく金額に変更することを内容とするものであって、従前の生活扶助費の額を減額すること自体を内容とするものではなく、また、改定前基準につき消費税率の引上げに伴う保護基準の改定のみがされたと仮定した場合の生活扶助費の額を支給しないとする部分を含むものでもないから、原告らの主位的取消請求に係る訴えは、存在しない処分の取消しを求めるものであり、不適法である。

ウ 原告が義務付けを求める処分がされないことによる損害は本件各処分が取り消されることにより避けることができるから、本件義務付けの訴えは不適法である。

エ 原告が本件各処分によって被る損害は、基本的には本件各処分の取消しにより回復される性質のものであるから、国家賠償請求は理由がない。

4 控訴の内容（葛飾区に關係する部分に限る。）

(1) 事件名 生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求控

訴事件

(2) 裁判所 東京高等裁判所

(3) 控訴人（一審被告） 葛飾区

(4) 被控訴人（一審原告）

ア

（第1・第2事件原告）

イ

2事件原告）

（第1・第

ウ

（第2事件原告）

(5) 控訴の趣旨の要旨

ア 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。

イ 上記取消しに係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用のうち、控訴人と被控訴人との間に生じた部分は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

(6) 控訴の理由

生活保護は、生活保護法の定めるところにより国が定める保護の基準に基づき実施されるものであるところ、国から、本判決は社会的影響や他の生活保護訴訟に対する影響が大きいと、控訴する方向で検討しているとの考えが示された。葛飾区においても、国の基準である本件各告示に基づいて本件各処分を行っているため、本件各処分の前提となる本件各告示の違法性等について、高等裁判所の判断を仰ぐ必要がある。

5 控訴審の判決

(1) 主文の概要（葛飾区に関連する部分に限る。）

ア 一審被告各地方公共団体の本件控訴を棄却する。

イ 一審被告各地方公共団体の控訴に係る訴訟費用は一審被告各地方公共団体の負担とする。

(2) 判決の理由の概要

本件各告示による生活扶助基準の改定は、厚生労働大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして違法であり、これに伴って福祉事務所長によっ

てされた本件各処分も違法であるので、本件各処分の全部の取消しを求める一審原告らの請求は理由がある。

6 事件の経過

- (1) 平成27年6月19日 第1事件訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年12月17日）
- (2) 平成28年2月15日 第1回進行協議期日
- (3) 平成28年2月19日 第2事件訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年11月14日）
- (4) 平成28年5月16日 第1回口頭弁論期日
- (5) 平成28年6月20日 第2回進行協議期日
- (6) 平成28年9月26日 第2回口頭弁論期日
- (7) 平成28年10月24日 第3回進行協議期日
- (8) 平成28年12月19日 第3回口頭弁論期日
- (9) 平成29年2月17日 第4回進行協議期日
- (10) 平成29年2月17日 第1事件・第2事件併合
- (11) 平成29年3月29日 第4回口頭弁論期日
- (12) 平成29年6月2日 第5回進行協議期日
- (13) 平成29年7月19日 第5回口頭弁論期日
- (14) 平成29年9月14日 第6回進行協議期日
- (15) 平成29年11月1日 第6回口頭弁論期日
- (16) 平成29年12月15日 第7回進行協議期日
- (17) 平成30年2月9日 第7回口頭弁論期日
- (18) 平成30年3月23日 第8回進行協議期日
- (19) 平成30年5月23日 第8回口頭弁論期日
- (20) 平成30年7月6日 第9回進行協議期日
- (21) 平成30年9月14日 第9回口頭弁論期日
- (22) 平成30年10月12日 第10回進行協議期日
- (23) 平成30年11月30日 第10回口頭弁論期日
- (24) 平成31年1月25日 第11回進行協議期日

- (25) 平成31年 2 月22日 第11回口頭弁論期日・第12回進行協議期日
- (26) 平成31年 3 月26日 第13回進行協議期日
- (27) 令和元年 5 月 7 日 第12回口頭弁論期日・第14回進行協議期日
- (28) 令和元年 6 月16日 訴えの変更
- (29) 令和元年 6 月21日 第15回進行協議期日
- (30) 令和元年 7 月26日 第13回口頭弁論期日・第16回進行協議期日
- (31) 令和元年 9 月20日 第17回進行協議期日
- (32) 令和元年10月18日 第18回進行協議期日
- (33) 令和元年11月22日 第14回口頭弁論期日・第19回進行協議期日
- (34) 令和元年12月20日 第20回進行協議期日
- (35) 令和 2 年 1 月24日 第15回口頭弁論期日・第21回進行協議期日
- (36) 令和 2 年 2 月21日 第22回進行協議期日
- (37) 令和 2 年 3 月13日 第23回進行協議期日
- (38) 令和 2 年 7 月10日 第24回進行協議期日
- (39) 令和 2 年 9 月25日 第16回口頭弁論期日・第25回進行協議期日
- (40) 令和 2 年10月23日 第26回進行協議期日
- (41) 令和 2 年11月20日 第27回進行協議期日
- (42) 令和 2 年12月23日 第17回口頭弁論期日
- (43) 令和 3 年 2 月19日 第28回進行協議期日
- (44) 令和 3 年 4 月16日 第29回進行協議期日
- (45) 令和 3 年 6 月25日 第18回口頭弁論期日・第30回進行協議期日
- (46) 令和 3 年 8 月27日 第31回進行協議期日
- (47) 令和 3 年10月14日 第32回進行協議期日
- (48) 令和 3 年12月22日 第19回口頭弁論期日
- (49) 令和 4 年 6 月24日 一審判決言渡し
- (50) 令和 4 年 7 月 7 日 一審被告控訴の提起
- (51) 令和 4 年 7 月 8 日 一審原告控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、
令和 5 年12月 8 日）
- (52) 令和 5 年 9 月26日 控訴審第 1 回進行協議

- (53) 令和5年12月8日 控訴審第2回進行協議
- (54) 令和6年1月30日 控訴審第3回進行協議
- (55) 令和6年3月12日 控訴審第1回口頭弁論
- (56) 令和6年6月18日 控訴審第2回口頭弁論
- (57) 令和6年9月26日 控訴審第3回口頭弁論
- (58) 令和6年12月19日 控訴審第4回口頭弁論
- (59) 令和7年3月27日 控訴審判決言渡し

7 区の方針

上訴をする予定である。

庶務報告 No. 1
健康部
令和 7 年 4 月 9 日

麻しん風しん・おたふくかぜ予防接種の対応について

保健予防課

1 概要

麻しん風しん・おたふくかぜ予防接種のワクチンの偏在等に伴い、接種期限を延長するもの

2 延長対象者

- (1) 麻しん風しん予防接種の対象者で、次のいずれかに該当する区民
 - ア 平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた者
 - イ 令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた者
- (2) おたふくかぜ予防接種の対象者で、次のいずれかに該当する区民
 - ア 平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた者
 - イ 令和5年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた者

3 延長後の接種期限

- (1) 麻しん風しん予防接種の対象者
令和9年3月31日
- (2) おたふくかぜ予防接種の対象者
令和8年3月31日

4 予防接種予診票の取り扱いについて

延長に伴う予防接種予診票の発行手続きは原則不要とし、既にお渡ししているものを使用

5 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ及びSNSに掲載するとともに、区内医療機関、医師会、訪問看護ステーション等の関係団体に周知する。

第一子保育料無償化に伴う子育て世帯の負担軽減策の拡大について

子育て政策課
 子育て応援課
 子育て施設支援課
 保育課

1 概要

現在、認可保育所等において、3歳以上、住民税非課税世帯等の0歳から2歳までの子及び第二子以降を対象として、保育料を無償化している。令和7年9月からは、都の負担軽減事業を活用し、0歳から2歳までの第一子の保育料を無償化することを予定している。

また、これに伴う区独自の子育て世帯の負担軽減策の拡大についても実施する方向である。

2 第一子保育料無償化

(1) 実施内容

施設種別等	対象	現状	令和7年9月～
認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所	第一子	（負担軽減なし）	無償化
	第二子以降、非課税世帯等	無償化	
認証保育所	第一子	保育料の一部助成（※1）	無償化相当（※2）
	第二子以降、非課税世帯	無償化相当（※2）	
認可外保育施設	第一子	保育料の一部助成（※3）	無償化相当（※4）
	第二子以降、非課税世帯	無償化相当（※4）	
定期利用保育、ベビーシッター利用支援事業	第一子	（負担軽減なし）	無償化
	第二子以降、非課税世帯	無償化	

施設種別等	対象	現状	令和7年9月～
多様な他者との関 わりの機会の創出 事業	第一子	(負担軽減なし)	無償化
	第二子以降	無償化	
	非課税世帯等	利用料の一部助成 (※5)	無償化
私立幼稚園等預か り保育(満3歳児)	第一子	(負担軽減なし)	無償化相当 (※6)
	第二子以降、 非課税世帯	無償化相当 (※6)	

(※1) 月額上限 30,500 円助成

保育料負担の軽減を図るため、全ての課税世帯の保護者負担に対して助成をする。

(※2) 月額上限 50,500 円助成

保育料(平均 50,500 円)について、保護者負担を無償化相当とする。

(※3) 月額上限 15,500 円助成

保育料負担の軽減を図るため、全ての課税世帯の保護者負担に対して助成をする。

(※4) 月額上限 50,500 円助成

認証保育所(※2)と同様の助成とする。

(※5) 日額上限 3,000 円助成

都の事業により、3,000 円を上限に助成する。

(※6) 月額上限 16,300 円助成

16,300 円を上限に保護者負担を無償化相当とする。

(2) 影響見込み額(概算)(内訳は別紙に記載)

歳入 約4億円増

歳出 約1億円増

3 区独自の負担軽減策

(1) 目的

第一子保育料無償化の対象とはならない幼稚園通園者や家庭で保育をしている世帯に対して、区独自の負担軽減策を実施することにより、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るもの

(2) 実施内容

事業名等	対象	現状	令和7年9月～
一時保育 (認可保育所、認定こども園の一部で実施)	未就学児 (※7)	(負担軽減なし)	無償化
	未就学児のうち家庭で保育する世帯	保育料の一部助成 (※8)	無償化
休日保育 (認可保育所の一部で実施)	未就学児 (※7)	(負担軽減なし)	無償化
年未年始保育 (認可保育所の一部で実施)	未就学児 (※7)	(負担軽減なし)	無償化
緊急一時保育 (認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所の一部で実施)	未就学児 (※7)	(負担軽減なし)	無償化
	未就学児のうち非課税世帯等	無償化	
1歳児等受入事業 (都緊急1歳児受入事業除く) (認可保育所、認定こども園の一部で実施)	第一子	(負担軽減なし)	無償化
	第二子以降、非課税世帯	無償化	
認可外保育施設スポット利用 (認可外保育施設の一部で実施)	未就学児 (※7)	(負担軽減なし)	無償化相当 (※9)
私立幼稚園等預かり保育 (3～5歳児クラス) (認定こども園、私立幼稚園で実施)	3～5歳児	(負担軽減なし)	無償化相当 (※10)

事業名等	対象	現状	令和 7 年 9 月～
私立幼稚園入園料	課税世帯	入園料の一部助成 (※11)	(令和 7 年 4 月～) 入園料の一部助成 (※12)
	非課税世帯等	入園料の一部助成 (※13)	
私立幼稚園 2 歳児保育料	2 歳児	保育料の一部助成 (※14)	無償化相当 (※15)
子ども未来プラザいっとき預かり	未就学児 (※ 7)	(負担軽減なし)	無償化
かつしかファミリー・サポート・センター事業	未就学児 (※ 7)	(負担軽減なし)	無償化
子育て家庭家事サポーター派遣事業	多胎妊婦及び 3 歳未満児	(負担軽減なし)	無償化

(※ 7) 未就学児の最小年齢(月齢)は、事業及び実施施設により異なる。

(※ 8) 月額上限 8,000 円助成
8,000 円を上限に保育料の一部を助成する。

(※ 9) 月額上限 50,500 円助成
50,500 円を上限に保護者負担を無償化相当とする。

(※10) 月額上限 11,300 円助成
11,300 円を上限に保護者負担を無償化相当とする。

(※11) 年額上限 80,000 円助成
80,000 円を上限に入園料の一部を助成する。

(※12) 年額上限 100,000 円助成
入園料の一部助成の上限額を 80,000 円から 100,000 円に拡大する。

(※13) 年額上限 100,000 円助成
100,000 円を上限に入園料の一部を助成する。

(※14) 月額上限 28,000 円助成
28,000 円を上限に保育料の一部を助成する。

(※15) 月額上限 33,000 円助成
33,000 円を上限に保護者負担を無償化相当とする。

(3) 影響見込み額（概算）（内訳は別紙に記載）

歳入 約1千万円減

歳出 約1億円増

4 実施に伴う影響見込み額の内訳等（補正予算（案）に計上予定）
別紙のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月 補正予算案に計上

9月 第一子保育料無償化及び負担軽減策の拡大実施

実施に伴う影響見込み額の内訳等（補正予算（案）に計上予定）

1 第一子保育料無償化

施設種別等	歳入	歳出	延べ児童数 見込み
認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所	第一子の保育料無償化に対する都補助 818 百万円 保護者が納入する保育料の減 △427 百万円 合計 391 百万円	施設への 運営費助成 65 百万円	約 17,680 人
認証保育所	第一子の保育料無償化に対する都補助 14 百万円	施設への 運営費助成 13 百万円	約 610 人
認可外保育施設	第一子の保育料無償化に対する都補助 9 百万円	施設への 運営費助成 11 百万円	約 310 人
定期利用保育、ベビーシッター利用支援事業、多様な他者との関わりの機会の創出事業	第一子の保育料無償化に対する都補助 2 百万円	施設への 運営費助成 2 百万円 保護者への 利用料助成 1 百万円	約 1,720 人
私立幼稚園等預かり保育（満3歳児）	第一子の保育料無償化に対する都補助 1 百万円	保護者への 利用料助成 1 百万円	約 120 人

2 区独自の負担軽減策

事業名	歳入	歳出	延べ児童数等 見込み
一時保育、休日保育、年末年始保育、緊急一時保育、1歳児等受入事業（都緊急1歳児受入事業除く）、認可外保育施設スポット利用	保護者からの利用料の減 △4百万円 利用者負担軽減に対する 国庫補助の減 △5百万円 合計 △9百万円	施設への運営費 助成 60百万円 保護者への利用料 助成 △16百万円 合計 44百万円	約13,050人
私立幼稚園等預かり保育（3～5歳児クラス）、私立幼稚園入園料、私立幼稚園2歳児保育料	—	保護者への利用料 助成 44百万円	約3,850人
子ども未来プラザいっとき預かり	保護者からの利用料の減 △1百万円	—	約320人
かつしかファミリー・サポート・センター事業	—	保護者（未就学児に限る）への利用料助成 2百万円	約1,820人
子育て家庭家事サポーター派遣事業	—	多胎妊婦及び保護者への利用料助成 3百万円	約1,110世帯

私立幼稚園の廃止について

子育て施設支援課

1 趣旨

葛飾しらゆり学園幼稚園が廃止するため報告するもの

2 施設概要

- (1) 名 称 葛飾しらゆり学園幼稚園
- (2) 所在地 鎌倉二丁目8番11号
- (3) 設置者 令和4年4月1日死亡
- (4) 定 員 175名

3 廃止日

東京都私立学校審議会の答申を経て決定

4 廃止理由

相続人から廃止の意向が示されたため。
なお、園児の募集は令和4年度の入園をもって停止している。

5 入所児童（令和7年3月1日時点）

5歳児クラス 16名

6 今後のスケジュール

令和7年4月21日 東京都私立学校審議会へ諮問
答申を経て、区において幼稚園廃止の認可

（参考）施設所在地



庶務報告 No. 3
子育て支援部
令和 7 年 4 月 9 日

補助金返還請求の相手方の破産手続による区への配当について

子育て施設支援課

1 概要

区が提起した補助金返還請求の訴えにおける相手方の破産手続により、区への配当を受けたもの

2 相手方等

(1) 相手方

株式会社育志. 代表取締役 大土井 廣子

(2) 施設概要

ア 名称

保育園あつぷるキッズ青戸園

イ 所在地

葛飾区青戸三丁目 32 番 3 号沼野ビル 2 F

3 経緯

令和 2 年 12 月 21 日	区へ提出された職員配置報告書上の配置職員が勤務していないことが判明
令和 4 年 3 月 10 日	区が当該法人に対し補助金交付決定の取消及び交付再決定
令和 4 年 4 月 23 日	区が当該法人に対し補助金の返還を命令
令和 4 年 9 月 20 日	都が当該法人から施設の休止申請書を受理
令和 4 年 10 月 28 日	区が東京地方裁判所に仮差押申立書を提出
令和 4 年 11 月 10 日	東京地方裁判所が仮差押決定
令和 5 年 2 月 28 日	当該法人が都に施設の廃止申請書を提出 (令和 5 年 4 月 1 日付け廃止)
令和 5 年 3 月 10 日	区が補助金返還請求の訴えを提起
令和 5 年 11 月 21 日	東京地方裁判所が補助金返還請求事件の判決言渡し
令和 6 年 1 月 17 日	東京地方裁判所が破産手続の開始を決定
令和 6 年 2 月 13 日	区が破産債権届出書を提出
令和 7 年 2 月 21 日	区が配当額確定通知を収受
令和 7 年 3 月 6 日	区が配当を収入

4 配当額等

(1) 配当額 9,816,055 円

(2) 債権額 62,053,110 円

内訳

ア 返還を命じた補助金 34,664,921 円

イ アに対する加算金 20,857,318 円

返還を命じた補助金の各交付日から破産手続開始前日まで年
10.95%の割合の金額を算出したもの

ウ アに対する延滞金 6,530,871 円

返還命令による納付期限の翌日から破産手続開始前日まで年
10.95%の割合の金額を算出したもの

5 会計上の処理

消滅時効の完成時に、4(2)の債権額から4(1)の配当額を控除した残額について、歳入欠損の処理を行う。

ただし、消滅時効の完成前に債務者に残余財産が発覚した場合は追加配当が行われる。

庶務報告 No. 1
児童相談部
令和 7 年 4 月 9 日

事業用定期借地契約締結差止等請求控訴事件の上告提起及び上告受理申立てについて

児童相談課

令和6年6月3日に東京高等裁判所に控訴の提起があり、同年12月18日に判決の言渡しが行われた事件について、次のとおり、同月27日に最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てがあったため、報告するもの

1 控訴審における控訴人の主張

葛飾区児童相談所基本計画に基づく[REDACTED]（以下「本件所有者」という。）と葛飾区との間の令和4年3月31日付けの事業用定期借地権設定契約（以下「本件借地権設定契約」という。）及びそれを目的とする土地一時賃貸借契約は、財務会計上の行為についての裁量権を濫用・逸脱し無効であるから、

- (1) 地方自治法第242条の2第1項第1号に基づき、本件借地権設定契約に基づく地代の支出命令及び地代支払の各差止め
- (2) 地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、被告葛飾区長に対し、青木克徳、予算執行職員、会計職員及び契約相手方（賃貸人）に対する、土地一時賃貸借契約及び本件借地権設定契約に基づき支払われた地代及び遅延損害金相当額の損害賠償請求又は賠償命令の発令の権限の行使を求める。

2 控訴審の判決

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴人の当審における拡張請求及び追加請求をいずれも棄却する。
- (3) 当審における訴訟費用はすべて控訴人の負担とする。
- (4) なお、次に掲げる訴えについては、控訴人の請求の減縮により失効している。

ア 被告葛飾区児童相談部児童相談課長に対し、本件借地権設定契約に基づく賃料の支出命令の差止めを求める訴えのうち、令和5年7月分から令和6年2月

分までの賃料の支出命令の差止めを求める部分

イ 被告葛飾区会計管理者に対し、本件借地権設定契約に基づく賃料の支出の差止めを求める訴えのうち、令和5年7月分から令和6年2月分までの賃料の支出の差止めを求める部分

3 上告提起及び上告受理申立ての内容

(1) 事件名  行政上告提起事件
行政上告受理申立て事件

(2) 裁判所 最高裁判所

(3) 上告人及び申立人（一審原告・控訴審控訴人）



(4) 被上告人及び相手方（一審被告・控訴審被控訴人）

ア 葛飾区長

イ 葛飾区児童相談部児童相談課長 森 孝行

ウ 葛飾区会計管理者 佐々木 健二郎

(5) 上告提起及び上告受理申立ての趣旨

ア 上告を受理する。

イ 原判決を次のとおり変更する。

ウ 相手方葛飾区長青木克徳は、青木克徳及び本件所有者に対し、各自2,418万7,163円（土地一時賃貸借契約に基づく令和3年5月分から令和4年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を請求せよ。

エ 相手方葛飾区長青木克徳は、忠宏彰及び宮地智弘に対し、各自2,418万7,163円（土地一時賃貸借契約に基づく令和3年5月分から令和4年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

オ 相手方葛飾区児童相談部児童相談課長は、相手方葛飾区会計管理者（以下「相手方人会計管理者」という。）に対し、令和7年1月以降、本件借地権設定契約に基づく月額賃料219万8,833円の支出命令をしてはならない。

カ 相手方会計管理者は、令和7年1月以降、本件借地権設定契約に基づく月額賃料219万8,833円の支出をしてはならない。

キ 相手方葛飾区長青木克徳は、青木克徳及び本件所有者に対し、各自6,596万4,990円（本件借地権設定契約に基づく令和4年4月分から令和6年9月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を請求せよ。

ク 相手方葛飾区長青木克徳は、忠宏彰に対し、2,638万5,996円（本件借地権設定契約に基づく令和4年4月分から令和5年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

ケ 相手方葛飾区長青木克徳は、石田昌江に対し、5,277万1,992円（本件借地権設定契約に基づく令和4年4月分から令和6年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

コ 相手方葛飾区長青木克徳は、森孝行に対し、3,957万8,994円（本件借地権設定契約に基づく令和5年4月分から令和6年9月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

サ 相手方葛飾区長青木克徳は、佐々木健二郎に対し、1,319万2,998円（本件借地権設定契約に基づく令和6年4月分から同年9月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

シ 訴訟費用は第一審、控訴審及び上告審を通じて被控訴人らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の経過

- (1) 令和3年8月4日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月20日）
- (2) 令和3年10月6日 第1回口頭弁論期日
- (3) 令和3年11月17日 第2回口頭弁論期日（訴状訂正申立書により被告追加）
- (4) 令和3年11月30日 裁判所による被告変更の許可決定

- (5) 令和4年1月26日 第3回口頭弁論期日
- (6) 令和4年3月9日 第4回口頭弁論期日
- (7) 令和4年5月11日 第5回口頭弁論期日（原告による訴え内容の変更申立て）
- (8) 令和4年6月29日 第6回口頭弁論期日
- (9) 令和4年9月14日 第7回口頭弁論期日
- (10) 令和4年12月7日 第8回口頭弁論期日
- (11) 令和5年2月15日 第9回口頭弁論期日
- (12) 令和5年5月18日 進行協議期日
- (13) 令和5年6月15日 第1回弁論準備手続期日（原告による再度の訴え変更の申立て）
- (14) 令和5年7月25日 第2回弁論準備手続期日
- (15) 令和5年9月20日 第3回弁論準備手続期日
- (16) 令和5年10月27日 第4回弁論準備手続期日
- (17) 令和5年12月18日 第10回口頭弁論期日
- (18) 令和6年2月28日 第11回口頭弁論期日（弁論終結）
- (19) 令和6年5月22日 一審判決言渡し
- (20) 令和6年6月3日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同年8月8日）
- (21) 令和6年10月9日 控訴審口頭弁論期日（弁論終結）
- (22) 令和6年12月18日 控訴審判決言渡し
- (23) 令和6年12月27日 上告の提起及び上告受理の申立て（葛飾区に上告状兼上告受理申立書が送達され、上告理由書及び上告受理申立理由書が裁判所に提出されたのは令和7年2月28日、上告理由補充書及び上告受理申立理由補充書が裁判所に提出されたのは同年3月3日。）

5 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力する等して対応する。

令和7年度 福祉部・健康部・子育て支援部 幹部職員異動名簿

令和7年4月1日付

【福祉部】

NO	新 任 職	氏 名	前 任 職
1	高齢者支援課長 地域包括ケア担当課長兼務	山 根 順 子	教育委員会事務局教育指導課 ・係長
2	障害者施設課長	林 大 祐	地域振興部地域振興課・係長
3	国保年金課長	北 川 深 幸	環境部リサイクル清掃課 ・係長

【健康部】

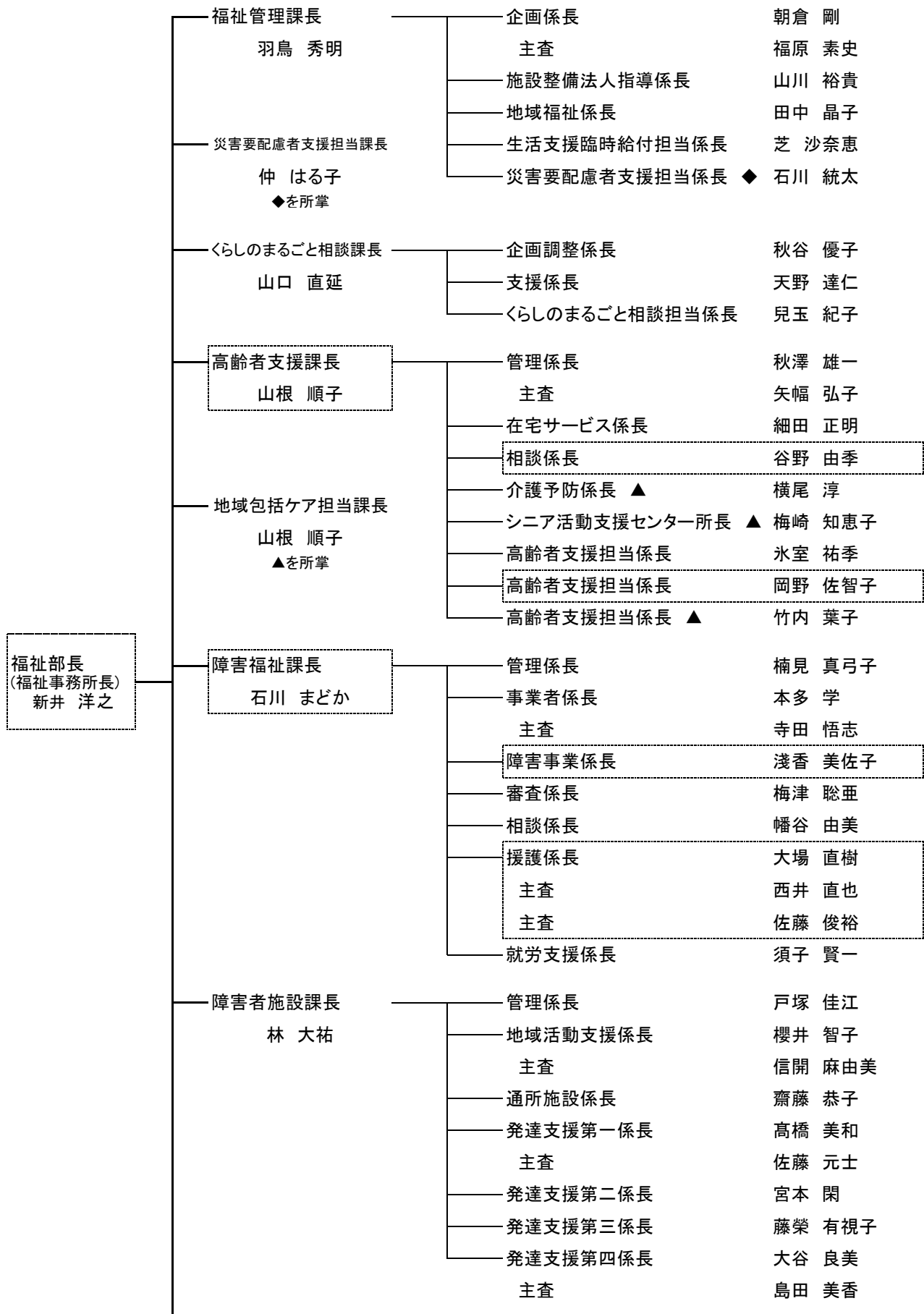
NO	新 任 職	氏 名	前 任 職
1	健康部次長 地域保健課長事務取扱	土 屋 文 彦	子育て支援部子育て政策課長
2	生活衛生課長	川 島 典 子	政策経営部協働推進担当課長
3	青戸保健センター所長 金町保健センター所長兼務	柳 池 三智子	総務部人権推進課長

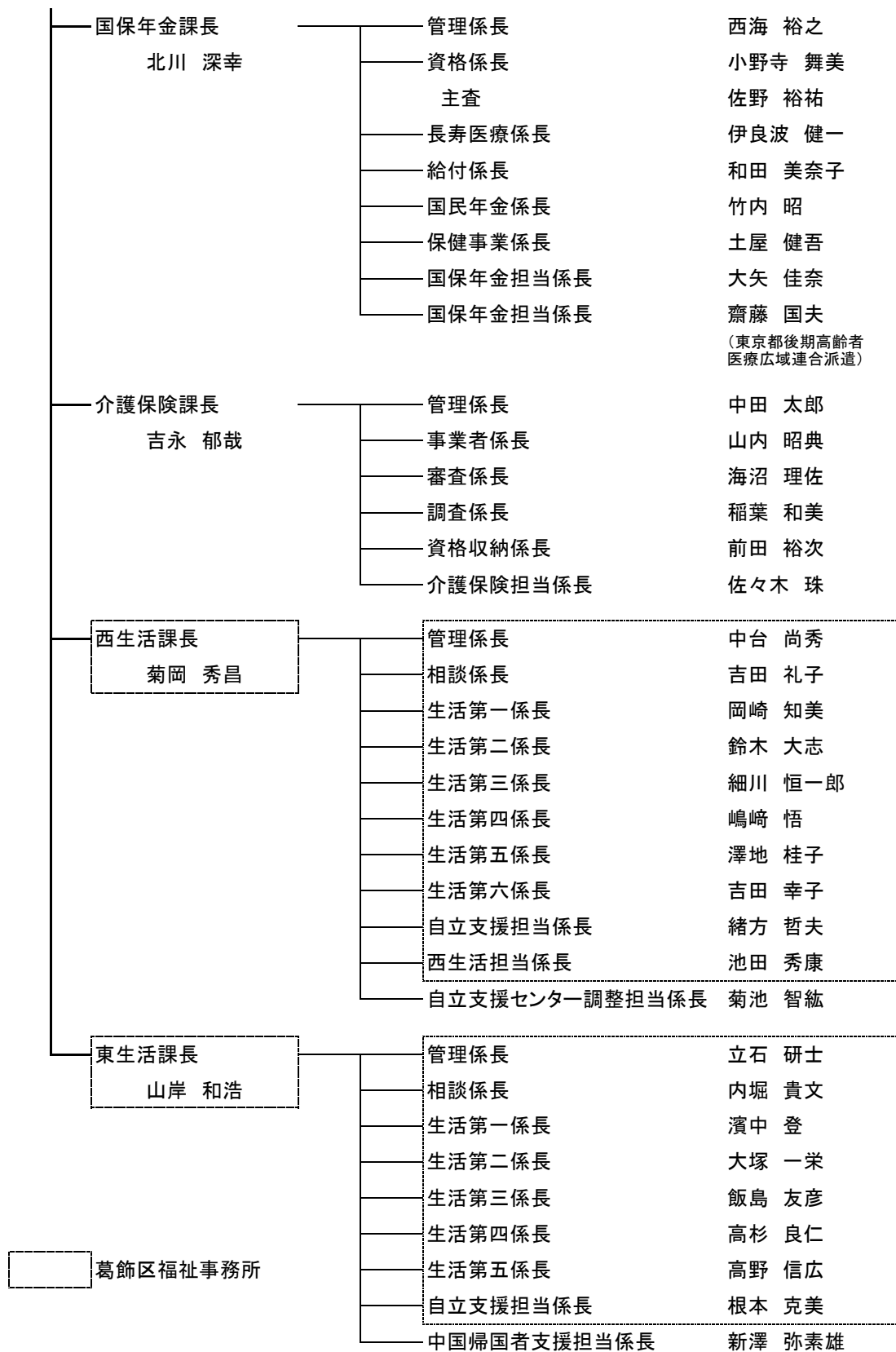
【子育て支援部】

NO	新 任 職	氏 名	前 任 職
1	子育て政策課長 子ども・若者担当課長兼務	尾 崎 隆 夫	教育委員会事務局 学校環境整備担当課長
2	子育て施設支援課長	中 安 祥 之	保育課長
3	保育課長	大 石 睦 貴	教育委員会事務局教育総務課 ・係長

福祉部組織

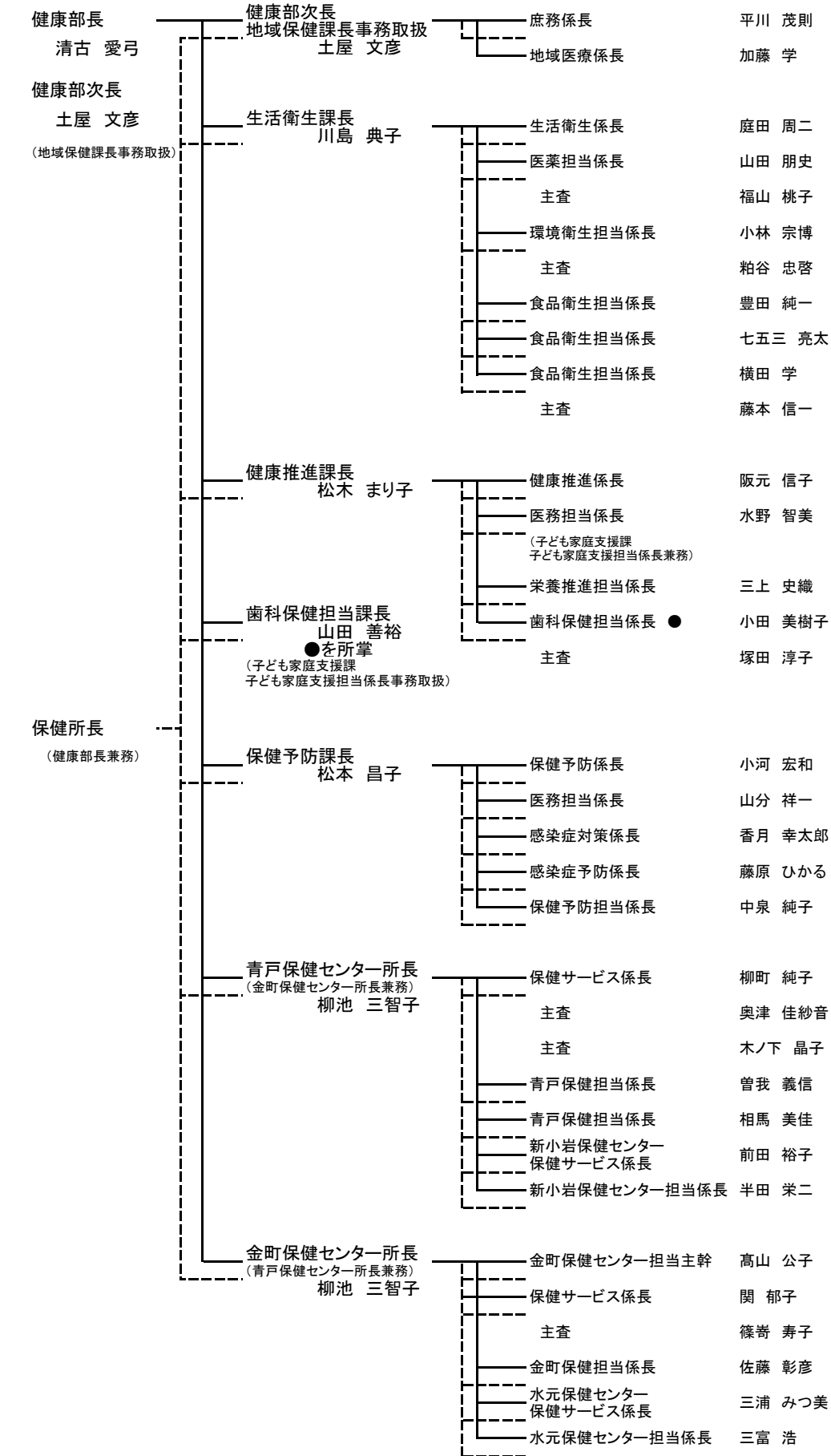
令和7年4月1日現在





健康部(保健所)組織

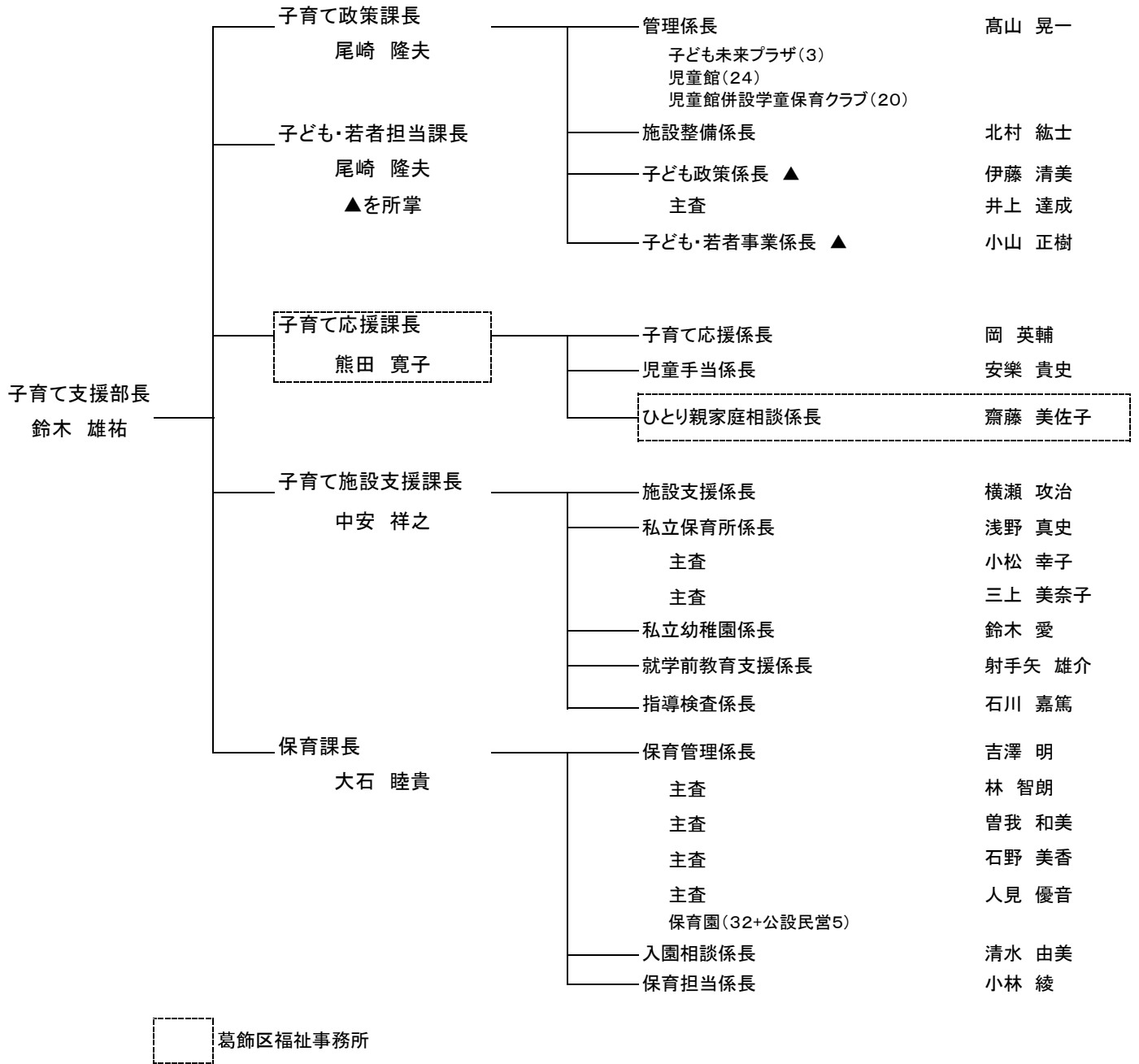
令和7年4月1日現在



※ ————— 健康部
----- 保健所

子育て支援部組織図

(令和7年4月1日現在)



施設名	館長（所長）名	主査
小菅児童館	石川 祐佳	柴田 知子
梅田児童館	桂野 晴美	
白鳥児童館	岡本 治子	櫻田 寿美子
柴又児童館	亀本 須美子	
南奥戸児童館	中野 孝行	細田 佐伊子
中道児童館	小野寺 典子	
南新宿児童館	横尾 明美	
新水元児童館	高橋 久代	
東金町児童館	瀬戸 ルミ子	
幸田児童館	横田 純子	
堀切児童館	堂路 美佐子	
鎌倉児童館	加茂 佳之	
東堀切児童館	今野 邦子	
花の木児童館	佐久間 京子	
青戸児童館	泉谷 知栄	城津 正美
末広児童館	吉田 真由美	
青戸中央児童館	日置 陽子	
亀有児童館	金子 直人	
宝町児童館	滝口 俊一	
西奥戸児童館	石川 裕子	
東奥戸児童館	根津 浩子	
新柴又児童館	谷口 珠美	
高砂児童館	渡邊 久美子	
西亀有児童館	相澤 紀子	町田 純子
子ども未来プラザ鎌倉	中村 由美子	廣井 法子
子ども未来プラザ西新小岩	天童 仁司	
子ども未来プラザ東四つ木	佐藤 孝子	

保育園名	園長名	主査
小松保育園	後藤 みよ子	磯部 佳子
白鷺保育園	岩元 真希	齊藤 美智代
双葉保育園	大久保 由紀子	石野 倫子
青戸保育園	大西 恵美子	阿部 智美
上平井保育園	葛西 智子	橋本 奈穂子
四つ木保育園	川口 葉子	大上 聡美
小合保育園	黒田 裕子	
	公設民営（福）みよし会	
木根川保育園	高橋 和子	有馬 成美
半田保育園	鶴見 美奈子	石橋 由美子
東新小岩保育園	椎名 浩子	中島 智子
南堀切保育園	丸山 真由美	中西 美紀
小菅保育園	佐々木 裕子	齋藤 貴子
宝保育園	塚本 美津子	堀越 喜美子
住吉保育園	浅井 強	
	公設民営（福）和泉会	
梅田保育園	片見 悦子	小林 亜里
白鳥保育園	岡本 由紀	若山 恵
渋江保育園	渡邊 佳代子	増田 洋子
細田保育園	坂入 登志子	小具 宏枝
二上保育園	今江 志乃舞	吉岡 理絵
南奥戸保育園	菊池 美智子	今野 克子
南新宿保育園	菊地 千春	工藤 正子
新水元保育園	中川 繁子	石橋 悠花
南鎌倉保育園	佐藤 友子	南郷 久美
幸田保育園	原田 美智子	大塔 ひとみ
堀切保育園	萩原 友加里	泉水 雅子
道上保育園	二瓶 保	内山 幸江
小菅東保育園	増永 美樹子	久保 朋子
会野保育園	嶋田 伊津子	伊藤 由美子
西新小岩保育園	小林 美直子	樫本 未来
東堀切保育園	鈴木 尚子	富本 志摩子
花の木保育園	皆川 君子	福田 めぐみ
中青戸保育園	千田 晴美	
	公設民営（福）厚生福祉会	

保育園名	園長名	主査
東半田保育園	牧 輝美	小林 眞樹
たつみ保育園	山本 由美子	
	公設民営（福）清遊の家	
南白鳥保育園	中畑 和代	山崎 珠水
小谷野しょうぶ保育園	湯本 ゆかり	
	公設民営（株）プロケア	
新高砂保育園	山本 弘子	阿津坂 由美子

児童相談部組織図

(令和7年4月1日現在)

※点線枠内が児童相談所

